

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡県及び福岡市

## 2 構造改革特別区域の名称

福岡アジアビジネス特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

福岡市の全域

並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）

## 4 構造改革特別区域の特性

福岡アジアビジネス特区は、アジアビジネスの拠点を目指すにふさわしい福岡の地域的・歴史的・経済的な特性を活かしながら、外国人研究者や外国情報処理技術者などの海外の人材の活用や産学連携の促進、博多港の港湾機能強化等のための規制の特例を適用することにより、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアでのビジネス展開を目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積を加速することが十分可能な地域である。

### (1) アジアとの強い結びつき

福岡は、朝鮮半島や中国大陸に最も近い大都市であり、例えば大阪よりも釜山が近く、また、上海は東京とほぼ同じ距離にあるといった地理的優位性を持ち、歴史的にも、大陸文化の受入窓口としての役割を果たしてきている。外国の公館・経済関係機関は、東京、大阪に次いで集積しており、アジア地域を中心に13の機関が立地している。

また、経済的にも福岡とアジアとの結びつきは強く、企業の海外進出、貿易などにおける対アジアの占める比率は高いものとなっている。この10年間における貿易取扱額の伸び率は、全国平均で約23%増であるが、福岡空港と博多港を合計した貿易取扱額の伸び率は、その7.7倍の約177%増であり、特に、対東アジアについては約357%にも拡大しており、アジアの産業交流拠点としての発展が目覚ましい。

福岡市では、韓国・釜山広域市、シンガポールの中小企業振興を所管する政府機関、中国・青島市とそれぞれ経済交流促進に関する覚書等を締結するなど、アジア主要都市との経済交流ネットワークの具体的な構築を図っている。

さらに、平成14年7月には国の都市再生本部により「北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成」が都市再生プロジェクトとして決定されたところであり、人・もの・情報のゲートウェイ機能を活用した産業拠点の形成を目指し、海外とのビジネ

ス機会の創出支援やシステムLSIやバイオ、ナノ等の分野における産学官一体となったプロジェクトなどに取り組んでいる。

#### (2) 1,500万人経済圏の中核地域

高速交通体系等の整備に伴い、近年は、福岡に九州・山口1,500万人経済圏の中核管理機能がさらに集積しており、福岡を核として人・もの・情報の交流構造が構築され、九州・山口の活性化に貢献している。

また、九州は約4,135億ドル(平成12年)の国内総生産(GDP)を有し、韓国、インド、オランダ、オーストラリアに匹敵する経済規模を有しており、市場としての十分な魅力を持つと考えられる。福岡県は、九州経済の約4割を占め、その中心地として発展している。

#### (3) 充実した交通インフラ・博多港の国際ゲートウェイ機能

福岡は、空路、航路、新幹線、高速道路等により、九州はもとより国内の交通拠点としての役割も果たしている。また、福岡空港と博多港を玄関としてアジアをはじめ世界の都市と結ばれており、恵まれた地理的環境と良好な交通アクセスで、福岡は「アジアのゲートウェイ」となっている。

福岡空港は、国内の29都市と一日最大303便の定期航空路で結ばれているほか、世界の23都市(うちアジアの19都市)と週282便の定期航空路で結ばれている。

博多港は、九州・西日本の海の玄関口として機能を高めており、平成6年には九州で初めてコンテナ専用ターミナルとして香椎パークポートを供用し、平成15年9月にはアイランドシティ外貿コンテナターミナルを供用している。同港の国際コンテナ取扱量は年々着実に増加し続け、平成14年には年間約55万TEUとなり、ここ10年間で約2.7倍の高い伸びを示している。国際コンテナの定期航路は、アジア、北米、ヨーロッパなど世界の18か国・地域、38の主要港との間に31航路、月間170便(平成15年9月現在)が就航しており、西日本では唯一北米・欧州などの基幹航路の寄港地となっており、九州・西日本とアジア・世界を結ぶゲートウェイとして機能している。

また、博多港は釜山への定期旅客航路を有しており、3時間弱で結ばれ、外航旅客者数は年間約49万人(平成14年)にも達し、平成5年の旅客者数の約5倍に増加する急伸びりで、日本一の乗降人員を誇っている。

#### (4) 充実した情報インフラ

高速2.4ギガビット/秒のバックボーンを誇る「福岡ギガビットハイウェイ」は、県内9都市にアクセスポイントを設置し、東京・大阪など国内主要都市にも専用回線で接続されている。

平成14年3月に運用が開始された「日韓光ケーブル」は、福岡市と釜山市を海底光ケーブルで結ぶものであり、日韓の経済交流のさらなる活発化が期待されている。

#### (5) 大学・研究機関等の集積

福岡市には、九州大学（現国立大学法人九州大学。以下同じ）をはじめとして福岡大学、九州産業大学、福岡工業大学、東和大学、福岡歯科大学などの理工系学部を有する大学が集積しており、科学技術の研究拠点となっている。

この2月には、九州大学が、上海交通大学と製造業を中心とした双方の地元企業同士の交流を仲介する国際産学連携プロジェクトを始動させることを決めるなど、アジアとの産学交流の取組みもみられる。

また、これらの大学での研究成果を企業活動に反映させるべく、（財）福岡県産業・科学技術振興財団、（財）九州システム情報技術研究所などの産業支援機関が設置されている。

特に、IT、半導体関連企業の集積が進む同市早良区ももち地区では、大学等の研究成果を社会還元するための拠点である科学技術振興事業団のイノベーション・プラザ福岡に加え、地域振興整備公団のシステムLSI総合開発センターの建設により、研究拠点としての機能が一層高まっている。

#### (6) IT関連産業や対事業所サービス産業等の集積

福岡市は、九州・山口地域1,500万人経済圏の中核地域であることを背景に、サービス業、特に対事業所サービス業や卸売業は九州に占めるシェアが高く、九州全体の産業を支援する機能が集積している。

また、同市早良区ももち地区の福岡ソフトリサーチパークには、国内外大手6企業・グループである松下電器産業、日本電気、富士通、日立製作所、大宇、日本IBMを含む約110社の情報関連企業が立地し、約6,500人の研究者や技術者などの就業者を擁する我が国における情報関連産業の一大集積地となっている。

さらに、ソニーが、アジア展開を視野においてグループ全体の半導体生産の統括拠点やシステムLSIの設計開発拠点、さらには新しい社会システムの開発拠点など一頭脳拠点をももち地区内に構築しつつあるほか、多様な情報関連企業の集積が一層高まっている。

#### (7) 国際会議等コンベンション

福岡市は、福岡ドーム、福岡国際会議場、アクロス福岡、福岡国際センター、マリオンメッセ福岡、福岡サンパレスなど、多様なコンベンション形態に対応できる施設が整っており、平成9年のアジア開発銀行総会、平成12年の九州・沖縄サミット蔵相会合など重要な国際会議が開催されている。このほか、アジア各国のシンクタンクの

国際会議である「福岡アジア国際会議」、アジアから世界へ向けた知の発信とデジタルアート&デザインの普及啓蒙を目的とした「アジアデジタルアート大賞」など、数々のアジア関連のコンベンション・イベントが開催されている。

また、アジアの文化・芸術・学術をテーマとして平成2年にスタートした「アジアマンス」や、福岡青年会議所が中心となり多くの市民ボランティアによって運営されている「アジア太平洋子ども会議・イン福岡」など地域に根付いた交流事業などにより、外国人との交流に好意的な住民意識が醸成されている。

#### (8) 手厚いベンチャー育成システム

福岡では、「スタートは福岡で、活躍は世界で」をキャッチフレーズに、ベンチャー企業と投資家などビジネスパートナーとのマッチングを行う場として「フクオカベンチャーマーケット」を開催するとともに、ビジネスプラン作成や経営・マーケティングの指導、若手起業家に対する研究開発費の助成、ベンチャー企業と大手企業の交流など、全国で最も手厚いかつユニークなベンチャー育成支援事業を実施し、数多くの成果を収めている。

#### (9) 住みやすく働きやすい都市環境、ベストシティの評価

福岡市は、香港の週刊誌「ASIA WEEK」誌の「アジアのベストシティ」調査において、平成9年、平成11年、平成12年と第1位の評価を受けた。活気あふれる大小の商業施設・飲食店、劇場、映画館などの生活インフラ、都心の直近に存在する豊かな自然環境、主要都市と直結し充実した交通インフラなどの都市機能が総合的に評価された結果である。

また、外国人居住者が安心して教育サービスを享受できるよう、インターナショナルスクールの機能充実や安心の医療サービスを享受できる環境を整えているところである。

#### (10) アジアビジネスを目指す企業活動の活発化

福岡はこれまでもアジア志向の強い企業が集積しているが、近年、東アジアの主要都市と2時間程度で結ばれている最適のロケーションや都市機能、産業政策の取組等が改めて高い評価を得つつある。この1月ソニーがアジアのマネジメントを見据えた新しい社会システムの開発拠点を立ち上げるとともに大手商社が中国ビジネスの拠点としての機能を整備するなどアジアビジネスの拠点化の動きが加速してきており、あわせてアジアと日本の連携拠点として研究開発部門や営業部門を設置しようとする内外企業の動きが活発化してきている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

わが国の経済活性化を図る上で重要なことは、今後とも高い成長が見込まれるアジアとの関係を強化することである。

福岡アジアビジネス特区は、地理的、歴史的、経済的にアジアとの結びつきが強く、また、高度な学術機能や産業集積、交通・情報インフラ等を有するという福岡の地域特性を生かして日本とアジアの産業の連携拠点としての地位を確立しようとするものである。

本地区ではこれまでも、アジア諸地域との協調という視点に立って、アジアにおけるシステムL S I設計開発拠点をめざすシリコンシーベルト福岡プロジェクトをはじめ、福岡バイオバレープロジェクト、福岡ナノテクプロジェクトなど、産学官一体となった産業プロジェクトの展開や、ベンチャー企業の育成、物流機能の高度化等の取組を積極的に進めてきており、これらの取り組みは着実に実を結んできたという実績を持っている。

本計画も、「アジアとの連携による産業の発展を図る」という発想に立って策定するものであり、福岡の地域特性を最大限生かして、海外の人材の活用、操業促進、産学連携強化、港湾機能の強化等の分野における規制緩和を導入し、各種プロジェクトの加速的な推進を図るとともに、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾「博多港」において、国際水準の港湾インフラ整備やコスト・サービスの実現などにより、産業の国際競争力強化を図りながら、アジアビジネスを目指す内外企業の研究開発、営業、アジア統括、生産等の拠点の集積を促進し、「地域経済の活性化」をめざすものである。

また、「アジアと日本」、「産と学」等の壁を取り払い、「人・もの・技術・情報」の流動化による地域活性化モデルを示すことにより、「わが国の構造改革の推進」に貢献するという大きな意義を有するものである。

なお、本計画の推進に当たってはバイオ分野やIT分野での内外企業の集積を目指す、久留米アジアバイオ特区、飯塚アジアIT特区との連携を図ることにより、高い相乗効果が見込まれる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、アジアとの強い結びつき、高い学術機能や産業集積、交通インフラや情報インフラの充実等、福岡の地域特性を生かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾である博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す内外企業やベンチャー企業の集積（研究開発拠点、営業拠点、アジア統括拠点、生産拠点等）を促進し、もって、アジアと日本の産業の連携拠点となる特区を目指すものである。

このため、本計画では次の考え方に基づいて、各種関連事業及び特定事業を積極的に実施し、九州・西日本の経済活性化、ひいては日本経済の再生に貢献する。

#### (1) アジアビジネス支援機能の強化

アジアにおけるビジネス展開に関して必要なノウハウ等を蓄積、提供することで、企業の円滑なアジアビジネス展開を支援し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化する。

具体的には、福岡アジアビジネス支援センターの整備や、eアジアマーケットプレイス福岡の推進等により、海外企業の立地やアジアと県内企業の取引等の面における支援を拡充する。

#### (2) アジアビジネスの人材育成

経営及び技術双方の分野におけるビジネスエキスパートの育成により、戦略的産業分野の企業を中心として人材調達を支援し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化するとともにベンチャー育成の土壌とする。

具体的には、九州大学ビジネス・スクール、福岡システムL S Iカレッジ、高度IT人材アカデミー等の教育システムや学校設置会社による学校設置事業等により高度人材やアジアビジネスに携わる人材の育成を図る。

また、奨学金受給決定留学生の受入れの円滑化を図るとともに、九州大学ビジネス・スクールの留学生について、夜間大学院留学生受入れにより、人材育成、人材交流の拠点形成を図る。

#### (3) 産学連携(研究開発)の強化

九州大学をはじめとする学術研究機関と産業界の連携を様々な形で支援することにより、企業の研究開発機能の高度化や新技術と新産業の創出を促進し、内外企業が福岡を活動拠点とするインセンティブを強化する。

具体的には、シリコンシーベルト福岡(システムL S I設計開発拠点化)プロジェクトをはじめIT、バイオ、ナノ等の分野における産学官共同プロジェクトを展開し、大学の研究成果の社会還元を図る。

#### (4) ベンチャー育成

創業環境を整備することにより産業集積の厚みを増し、経済の相互作用を促進し、活力のある経済活動地域を目指す。

具体的には、ふくおかベンチャーマーケット等の事業を実施し創業環境を整えとともに、外国人研究者の経営活動の特例を活用する。

#### (5) 戦略的産業分野の育成

アジアの諸地域と伍していくために、IT(システムL S I等)、バイオ、ナノ等の先端分野の戦略的な育成・集積を図り、特区内の産業の競争力強化を図る。



## 経済効果内訳

区 分	社会的経済的効果 ( 内 訳 )			
	( 合計 )	アジアビジネス関係	港湾物流関係	重複分
国内外の企業誘致・創出	約 700件	約 700件	-	
生産額の増加	約 2,850億円	約 1,677億円	約 2,028億円	約 855億円
雇用創出	約20,000人	約15,000人	約14,000人	約 8,400人

博多港に関連する産業で創出される生産額及び雇用(港湾物流関係)のうち、アジアビジネス関係と重複する産業の生産額・雇用創出分については控除している。

今後10年間で、アジアビジネス関係における国内外企業誘致・創出件数及び港湾物流関係における博多港の国際海上コンテナ取扱の増加量が一定と仮定した場合、1年あたりの経済社会的効果は上表の10%と見込まれる。なお、この場合の博多港の国際海上コンテナ取扱量は、5年後には約7万TEUの増加が見込まれる。

特定事業は、特区認定後直ちに実施する予定であるが、特定事業及び関連事業の実施後、短期間に顕在化する経済的社会的効果としては、福岡システムL S I 総合開発センターのインキュベーション施設の新設(40室)により、相当数のベンチャー企業の創出が見込まれるほか、「外国人研究者受入れ促進事業」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に伴う外国人研究者及び外国人情報処理技術者の雇用増加や「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」をはじめとするアジアビジネスの拠点機能の充実によって、国内外の企業の誘致が加速することが見込まれる。

「学校設置会社による学校設置事業」等の規制の特例措置により、特区において専門的実務教育を行う株式会社立大学が設置されることにより、地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることで、地域全体の教育の質の向上が期待できるとともに、中国との経済交流について、実務専門的教育を交えながら学んだ人材が育成されることで、中国からの対日投資の呼び水となる効果も期待でき、企業誘致や物流関係の生産額の向上にも寄与するものと期待している。

また、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」を活用することにより、観光・文化関連人材やIT関連人材の育成が促進されるとともに、教育コンテンツをビジネスに活用することにより、コンテンツ産業の振興につながり、企業誘致や生産額の増加、雇用の創出に寄与することが見

込まれる。

さらに「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の規制の特例措置により、情報処理に関する基本的な技術を身につけた人材が多数輩出されることが見込まれ、IT関連企業への円滑な人材の供給、高度IT技術者をはじめとするIT分野を支える人材の裾野の拡大等を通じて、IT関連産業の競争力が高められることが期待される。

また、博多港については、「特定埠頭運営効率化推進事業」の特区制度の活用と港湾のIT化、航路誘致や民間の24時間化を促す取り組みを行い、国際ゲートウェイ機能の強化策を実施することによって国際海上コンテナ取扱量は毎年度着実に増加し、貿易が促進されることは明らかで、これに伴う生産額及び雇用の増加が見込まれる。

## 8 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501，502，503）

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

学校設置会社による学校設置事業（816）

校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（821（801-1））

運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）

空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）

インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131（1143））

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（1132（1144））

特定埠頭運営効率化推進事業（1203）

特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（1208）

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

福岡アジアビジネス特区の実効性を高めるため、以下の関連事業を実施する。

### (1) アジアビジネス支援機能の強化

福岡アジアビジネス支援センターの設置

アジア展開を目指す欧米企業や日本進出をねらうアジア企業、さらにIT、バイオ、ナノ関連等、県と市が戦略的に育成している産業分野の企業を主なターゲットとして誘致を進め、誘致対象企業に対し、業務・生活面のワンストップサービスを実現する。

平成14年11月には、国際ビジネスに豊富な経験を有する元大手証券会社役員をセンター長に迎え、海外企業誘致センターを設立した。

今後は、アジア展開を目指す欧米企業や日本進出をねらうアジア企業などに対し、業務・生活面のワンストップサービス機能を提供できる体制づくりを行う。

#### 複合コンベンションゾーンの整備

平成15年3月、博多港中央ふ頭と博多ふ頭を結ぶウォーターフロントである「博多びあトピア地区」に福岡国際会議場が開館し、既存の福岡国際センター、マリンメッセ福岡、福岡サンパレスと併せて、九州最大規模の複合コンベンションゾーンが形成される。これらの施設を一体的に利用することで、展示会、学術会議、集会、大会など多様なコンベンションが可能となる。

福岡国際会議場は、1,000人収容のメインホール、多目的ホール、国際会議室、中小会議室を備えるほか、同時通訳ブースなど最新機能を備えており、国内外から約15,000人の参加が見込まれている国際青年会議所世界会議をはじめとして、国際宇宙航行会議、世界政治学会世界大会など大規模国際会議の開催が決定している。

#### eアジアマーケットプレイス福岡の開設

平成14年6月、(株)アイ・ビジネスセンター(飯塚市)が運営主体となり、(財)福岡県中小企業振興センター(電腦商社)との連携のもと、住友商事、三井物産等のサポートを得て、地域企業とアジア企業を結ぶ国際電子商取引市場「Nextr@de(ネクストレード)」を創設した(プロジェクト名:eアジアマーケットプレイス福岡)。

この取引市場は、インターネット上で国境をまたいで製品・原材料を購入・販売するシステムで、商社中枢機能を取り込むことにより物流、決済等の機能も備える。また、「共同購入機能」により、単独では発注量が少ない地域中小企業でも国際ビジネスを展開できる。

取引対象は、電気電子機械等関連の工業部材を始め、事業所用間接財・汎用品、日用品をニーズに応じて取り扱う。

現在、電腦商社登録企業約14,000社を中心とした福岡県の中小企業と、香港貿易発展局(TDC:香港)、台北世界貿易センター(CETRA:台湾)、大韓貿易投資振興公社(KOTRA:韓国)、タイ商務省輸出振興局(DEP:タイ)、タイ

国投資委員会（BOI：タイ）のポータルサイト参加中小企業との貿易取引を推進中である。

〔 e アジアマーケットプレイス福岡の主な機能 〕

） ID（信用調査、与信枠設定）

企業が海外の取引関係のない企業との取引を検討するに当たって、相手方の企業情報を提供することにより、海外における積極的な取引展開を支援する。また、与信枠設定とは、商社金融、金融決済会社 SNSC などの中小企業への与信行為を含む決済システムである。

） 企業ニーズ・シーズの照合、マッチング

企業のニーズ・シーズを掘り下げていくことにより、海外の情報網を生かして最適なパートナーを紹介し、事業展開を支援する。

また、取引商品の選択はパートナー選定後に行う。

） 見積、価格交渉

見積地から納入場所までのコスト自動計算システムにより、Nextr@de を利用し、ネット上で価格交渉が可能となる。価格交渉のための補足説明の翻訳業務を支援する。また、同時に取引条件の設定も行う。

） 共同購入

海外の売り手企業一社の同一商品を同一納入月に複数の企業で購入することにより、取引コストの低減を図る。

） 決済

商社金融に加え、SNSC（三井物産系）、セントラルファイナンス等の決済システムを活用。

） 物流

住商ロジスティックスなど全国レベルの実運送機能を活用

## （2）アジアビジネスの人材育成

九州大学ビジネス・スクール

平成15年4月に、九州大学が、世界に通用するビジネスプロフェッショナルの育成を目指して、九州圏では初めての本格的ビジネス・スクールを開校した。「産業・技術」と「アジア」をキーワードとして、理論と実践を兼ね備えた教育体制の確立を図る。

実施主体	九州大学
事業実施時期	平成15年4月1日開校
事業実施施設	九州大学経済学部棟 (福岡市東区箱崎6-19-1)
開講形式	夜間及び土曜日

授業言語 日本語及び英語

特 徴

- ・技術と経営がわかるビジネスプロフェッショナルの育成
- ・実学のため外部教授、工学系分野の教授など多彩な顔ぶれの講師陣
- ・キーワードを「アジア」とし、英語の授業を設けるなどの国際性
- ・様々な分野からの学生を募るための原則夜間開講

授業科目

(基本科目)

アカウンティング、企業財務、マーケティング戦略、組織マネジメント、企業倫理、英語によるビジネス・コミュニケーション

(専門科目)

〔ビジネス戦略マネジメント分野〕

財務会計、管理会計、戦略的人的資源管理、企業戦略、マネジメントコントロール、コーポレート・ガバナンスと監査、ファイナンシャル・リスク、経営リスク・マネジメント、タックス・マネジメント、パブリックマネジメント、国際経営、中国ビジネス、企業価値とM&A、国際マーケティング、異文化コミュニケーション 等

〔産業・技術マネジメント分野〕

地域産業政策、産業と技術、生産管理、ベンチャー企業、イノベーション・マネジメント、知識マネジメント、産学連携マネジメント、知的財産管理、技術開発とリスクのマネジメント、アジアの産業と企業、国際企業分析、国際ロジスティクス、アジア多国籍企業、国際ビジネス法、先端技術分析、産業と企業、アジア・ビジネス戦略

#### 九州・アジア経営塾（KAL）の設置

地元経済界と自治体、九州大学等の産学官が連携してビジネススクールの設立を予定している。韓国・中国などアジアからの人材も受入れ、アジアに近い地理的な特長を生かしたアジアと九州との人的ネットワーク形成の懸け橋となることを期待している。次世代のリーダーとなる人材の育成を最大の目的としている。ケース演習、内外の著名な経営者、学者等の講義など学習と実践を組み合わせ、考える力や価値観などの能力向上に重点を置く。土日・平日夜型、2週間から3ヶ月程度の短期集中型のコースを中心に平成16年4月に福岡市内で開講する。

#### 高度IT人材アカデミーの設置

福岡をITの拠点とするため、「最先端で高いレベルの技術を有し」かつ「企画立案から経営管理まで顧客志向の企業経営全般を見据えた総合的・戦略的なIT活

用を提案できる」高度なIT人材育成のためのセンターを設立する（平成15年6月開講）。

行政と複数の民間企業との連携により事業スキームが構築され、NPOが事業を運営し、福岡へのノウハウの蓄積を図る。九州電力等の地元企業に加え、シスコシステムズ、サンマイクロシステムズ、オラクルなどの外資系企業も積極的に参加し、講師・ノウハウを提供する。

世界のトップレベルの人材養成を目的に、各企業のIT技術者やリーダークラスを主な対象とし、次の3つのタイプの人材を育成する。一つは、ネットワークやデータベースなど専門技術分野の技術者である「基幹エキスパート」。二つ目が企業トップや戦略ITマネージャーなどに不可欠なビジネス分析が出来る「ビジネスマネージャー」。三つ目がシステム技術やコンサルテーション技術、ソリューション提案の技術を持った「ソリューションエキスパート」。

今後5年間に基幹エキスパート約1800人、ビジネスマネージャー約760人、ソリューションエキスパート約700人の養成を目指す。

#### 福岡システムLSIカレッジ

「福岡システムLSIカレッジ」は、産学官の有機的な連携の下、将来を担うシステムLSI設計人材を育成することにより、企業・人材の集積を図り、アジアにおけるシステムLSI設計開発拠点の形成を目指して設立された。

- ・ 平成13年2月設立
- ・ 18大学31名の教授等及び企業の高度技術者など一流の講師陣
- ・ 実習を中心とした実践的教育と質の高い独自のテキスト・教材
- ・ ソニー、日立等の大手企業やベンチャー企業等のシステムLSI設計技術者が受講

#### 奨学金受給決定留学生受入れ円滑化事業

質の高い留学生の受入れを推進し、学術研究分野における人材交流の拠点形成を図ることを目的に、国費留学生や短期留学推進制度による留学生など渡日前に奨学金受給が決定し、経済的裏付けが確定している留学生の入国・在留申請を優先処理し、留学生受入れの円滑化を図る。

- i) 国費外国人留学生
  - ) 短期留学推進制度による留学生
  - ) 外国政府派遣留学生
  - ) 日仏共同博士課程（コレージュ・ドクトラル・フランコ・ジャポネ）による留学生
  - ) 留学生支援無償資金協力事業による留学生

) 国立大学法人九州大学の奨学金制度・学生交流プログラムによる留学生

### (3) 産学連携(研究開発)の強化

#### 九州大学学術研究都市の整備

九州大学の福岡市西部へのキャンパス移転を契機として、地域の大学、産業界、自治体の連携によりアジアの知の拠点となる新しい学術研究都市づくりを進める。

また、新キャンパス及びその周辺地域において、国内外の大学、研究機関が集積する中核的研究拠点を構築するとともに、リエゾン機能、ベンチャー支援機能、国際文化学術交流機能の整備を行う。

#### 産学官連携による戦略的産業分野の育成

IT、バイオ、ナノの戦略的産業分野において、産学関連を推進することにより、次の事業を実施する。詳細については後述の該当項目を参照。

「シリコンシーベルト福岡プロジェクトの展開」

「福岡バイオバレープロジェクト」

「ナノテク戦略の展開」

### (4) ベンチャー育成

#### フクオカベンチャーマーケットの開催

ベンチャー企業と投資家等(証券会社、ベンチャーキャピタル、銀行、公認会計士グループ、ベンチャー支援グループ、商社、メーカー)とのマッチングの場として「フクオカベンチャーマーケット(FVM)」を設置し、ベンチャー企業が民民ベースで資金や技術、販路等を調達できるシステムの整備をする。

#### 【実績・成果】

毎月20社がプレゼン

平成15年8月までに46回開催、延べ779社がプレゼン。

内訳：県内企業436社、県外企業306社、

海外企業37社(韓国19社、インド7社、香港6社、マレーシア2社、シンガポール1社、中国1社、米国1社)

平成15年7月までのプレゼン企業767社のうち、

商談成立及び商談中の企業 499社(65.1%)

#### 福岡システムLSI総合開発センターの建設

情報家電などに需要拡大が見込まれるシステムLSIの分野において世界をリードする設計・開発拠点を構築するため、LSIチップ試作・検証機能等、起業家のための各種設備を備えた施設を整備する。

なお、新しいシステムLSI技術、特にその設計技術の方向性を明確にし、21世紀の社会のデザインに要素技術の側面から指針を与えることを目的とした九大システムLSI研究センターが、同センターへ入居する予定である。

【「自治体から大学への寄付の規制緩和（全国で実施される措置）」の適用】

規模 約8,300㎡ 8階建て

経済産業省の大学連携型起業家育成整備事業

機能

- ・インキュベート機能（約40室）
- ・知的クラスター等の研究拠点機能

#### インキュベート事業

福岡市は、平成12年から博多区及び早良区でインキュベート施設を開設・運営し、創造的能力を有する個人および学生等を対象として低廉な賃料で事務所を提供し、併せて専門家による経営指導を実施している。ユニークなビジネスモデルやIT等の研究成果活用による事業展開など一定の実績・評価を上げている。

#### 地域ファンドの創設

地域の機関投資家の参加を募り、地域ぐるみでのベンチャー育成の土壌を作り上げることにより、地元ベンチャー・中小企業への安定的資金供給を目的として、地域に密着した直接金融制度を創設するもので、平成15年度早期の設立を目指している。投資案件はフクオカベンチャーマーケット等のネットワークを活用して発掘していく。

投資スタッフは、ベンチャー企業の経営に対して日常的に適切なアドバイス（資本政策、経営戦略、人材確保、販路拡大、株式公開など）を行うことにより、投資対象ベンチャーに対する積極的サポート体制を確保する。

#### (5) 戦略的産業分野の育成

シリコンシーベルト福岡（システムLSI設計開発拠点化）プロジェクトの展開  
福岡県に集積するシステムLSI設計開発の知的集積、産業集積を核に、アジア（韓国、九州、台湾、シンガポール等を結ぶ半導体生産のベルト地帯）地域の中核となる設計開発拠点をめざす構想で、具体的な事業としては、人材育成、研究開発・ベンチャー支援、システムLSI関係者やユーザーの交流連携推進、IP取引支援などを展開している。

なお、「シリコンシーベルト福岡」プロジェクトの一環であるシステムLSIの研究開発プロジェクトは文部科学省の「知的クラスター創成事業」に採択されている。

(人材育成)

福岡システムLSIカレッジ( 参照)

(研究開発・ベンチャー支援)

福岡システムLSI総合開発センター( 参照)

知的クラスター創成事業

・九州大学、福岡大学、半導体関連大手及びベンチャーの産学連携により新しい産業創出のための研究プロジェクトを推進する。

・20を超えるテーマごとに産学官の研究体制を組んで実施。

システムLSIフロンティア創出事業

ベンチャー企業が行うシステムLSI関連の応用・実用化研究等を支援し、次世代を担うLSI関連研究開発型企業群を創出する。

(IP取引支援)

韓国(SIPAC)、台湾(SoC Consortium)、IPTC等との協議を進めながら福岡の特長を生かしたIP取引推進機能等の整備に取り組んでいる。

#### 福岡バイオバレープロジェクト

九州大学などのポテンシャルと産業の集積を生かして、バイオテクノロジー分野における一大産業集積拠点の形成を目指した活動を推進する。

既に、平成13年9月には、福岡県バイオ産業拠点推進会議(会員100企業・機関)を設立し、福岡地区内において次のような事業が展開されている。

#### 県内医科系4大学連携

また、県内医科系4大学(九州大学、久留米大学、福岡大学、産業医科大学)は、連携して、九州大学生体防御医学研究所を核に、探索的臨床研究を通じてがん・感染症の新しい予防・治療薬・診断薬の開発を目指したプロジェクトを企画提案している。

#### 久山プロジェクト

九州大学が中心となって、近郊の久山町における40年の疫学データ及び血液サンプル(約5,000人)をゲノム解析に活用し、ゲノム創薬やテーラーメイド医療への応用を目指したデータベースの構築、生活習慣病の克服のための科学的根拠に基づいた新規治療薬、予防薬、医療技術等の開発を推進している。

なお、同構想の推進に当たっては、バイオ分野での内外企業の集積を目指す久留米アジアバイオ特区との連携を図っていく。

#### ナノテク戦略の展開

大学等の知的集積と地域の多様な産業集積を活用し、大学、産業界、行政が一体となった中核的な推進体制を構築し、世界をリードするナノテク産業クラスターの形成を目指す。

平成14年7月には、福岡ナノテク推進会議（設立、会員200企業・機関）を設立し、中核機関として、次の取組を展開している。

#### ナノ材料の研究

九州大学の新海教授を中心として、「分子情報科学の機能イノベーション」をテーマとし、分子の持つ可能性を探り革新的な機能システムを構築して人工分子知能の実現につなげる研究が、文部科学省21世紀COEプログラムの一つとして選ばれている。

#### 大型ナノ計測機器の整備・共同利用の促進

最先端の施設・設備を研究機関・研究分野の枠を超えて産学官の研究者が利用できる環境を整備するナノテクノロジー総合支援プロジェクト（文部科学省）によって、九州大学に2つの支援グループ（「超高压電子顕微鏡解析支援」、「分子・物質総合合成・解析支援」）が設置された。また、各研究機関が有するナノ計測機器の共同利用を図るための共同利用システムも構築されている。

### (6) アジアにおける国際ハブ港湾の形成

#### 博多港の国際ゲートウェイ機能の強化

博多港は、背後都市の経済成長とともに港勢を拡大し、福岡をはじめとする九州の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾として着実に発展している。

博多港は、釜山、上海、高雄などのアジア主要港に近く、国際貿易を取り巻く激しい港湾間競争の中で、これらのアジア主要港と伍していくためには、国際水準の港湾コスト・サービスの実現を図る必要がある。

このため、アジア・世界とのグローバルゲートウェイとして、外貿コンテナ貨物の増大やコンテナ船の大型化に対応するため、水深15mの岸壁を備えた外貿コンテナターミナルの整備や、ITの活用による港湾整備、さらには特定埠頭運営効率化推進事業により、既存ふ頭の効率的運営と民間の経営能力を活用し、ハード・ソフトの両面から港湾物流機能の拡充・強化を図るとともに、今後民間においても365日、24時間フルオープン化に向けた取り組みを促進する。

### (7) その他

#### アイランドシティプロジェクト

アイランドシティ(約400ヘクタールの人工島)では、福岡市の21世紀を牽引する先進的モデル都市づくりを目指し、国際競争力のある高機能の港湾整備、九州・アジアを視野に入れた新しい産業の集積、高質な居住環境の形成、先進的な環境共生の取り組みなど、新しいまちづくり・みなとづくりを総合的に推進する。併せて、関連プロジェクトを重点的に展開し、福岡アジアビジネス特区のリーディングゾーンを形成する。

(高機能の港湾整備) 「博多港の国際ゲートウェイ機能の強化」参照

(新しい産業の集積)

少子・高齢化や情報技術の急速な進展、経済活動のグローバル化やライフスタイルの多様化などの社会経済環境の変化を見据えるとともに、知的資源や人材、アジアとの近接性や空港・港湾などの本市の潜在力を最大限に生かし、

- ・健康・医療・福祉(九大をはじめとした医療資源やロボット技術の集積等を活用し、アジアからの研修生や患者受け入れも視野に入れた医療産業集積拠点)
- ・IT(日韓光ケーブル等も活用したデジタルコンテンツ、音楽・映像などのエンターテインメント産業などの集積拠点)

などの分野において、アジアの人材や活力を積極的に取り込んだアジアビジネスの拠点形成を目指す。

(高質な居住環境整備)

こどもから高齢者まで、また子育て世帯や外国人も、健康で快適な生活を営むことができる、先進的・モデル的な教育環境が整った住環境の整備や、海に囲まれた自然環境を活かした親水性の高い緑地空間の創出など、人と自然が共生したアメニティ空間の形成を目指す。

(環境共生の取り組み)

新エネルギーや省資源システムの積極的導入、人々に憩いや潤いを提供する総合公園やグリーンベルトを整備するとともに、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道をはじめ、歩きたくなるような歩道や自転車道の整備など、自動車に過度に依存しない環境に優しい交通手段・システムの導入を図る。

#### 福岡空港の機能強化

福岡空港は、アジアとのゲートウェイとしての役割を担っており、国際便の9割がアジア路線となっている。福岡都市高速道路や南北を結ぶ九州自動車道路へのアクセスがよく、九州を中心とした後背地への利便性が高いこともあり、貿易取扱高は5年間で1.4倍になっている。そのため、増便による貨物取扱機能の拡充が必要となっている。

福岡市においては、空港の運営や整備にも国、県とともに携わっており、福岡空港は、平成11年に新しい国際旅客ターミナルビルや国際貨物ビルが供用開始され、

利便性の向上が図られている。また、地元経済界と連携して、福岡空港の4カ国語併記のリーフレットやプロモーションビデオなどを使用し、国内に事務所を置く外国公館、貿易事務所、航空会社等に対して利用の促進や、国際線定期路線の開設、拡充の要望を行っている。

平成14年以降、旅客便では、中国、オーストラリアの5都市に向け、新規路線や新たな航空会社の航路開設がなされ、それに伴い、旅客便利用の貨物の取扱量が急増している。また、本年9月には、ホーチミン（ベトナム）向けの新規路線が開設された。

今後も、福岡空港のエプロンや誘導路、計器着陸装置等の整備及び外国航空会社等へのエアポートセールスを積極的に行い、新規国際路線の誘致、既設路線の充実に努め、輸出入者にとって利用しやすい地域の拠点空港としての機能強化を図っていく。

#### 21 企業立地に向けた方策（地方税の特例措置等）

現在、福岡県及び福岡市は物流施設、研究開発施設、産業支援サービス及びアジアビジネス等を対象業種とする企業立地促進交付金等を設けている。これに加えて、特区計画認定後は、特区内の特定の事業・業種に対して、法人事業税、不動産取得税、固定資産税等の減免措置等を検討している。

#### 22 福岡アジアビジネス特区推進体制等の整備

本計画の実施にあたり、福岡/九州地域で実際にアジアビジネスを行っている企業のネットワーク化を図るとともに、特定事業及び関連事業の実施、広報、新規の規制緩和等のアジアビジネス拠点形成に関する助言を得ることを目的として、行政、外国公館・貿易振興機関、経済団体、大学・学識者、産業支援機関等で構成する「福岡アジアビジネス交流拠点推進協議会」を平成15年6月24日に組織した。

また、福岡県久留米市の「久留米アジアバイオ特区」及び福岡県飯塚市の「飯塚アジアIT特区」と相互に連携し、相乗効果を発揮するために、「福岡県アジアビジネス特区推進連絡協議会」を設立した。

これらの推進体制の整備により、特区計画の実効性の確保と目標達成のための万全の取り組みを行う。

## 別紙

### 1 特定事業名称

外国人研究者受入れ促進事業（501，502，503）

### 2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

（1）次の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において IT、  
バイオ、ナノの各分野に関する研究を行なう業務に従事する外国人

- ・国立大学法人九州大学
- ・福岡大学
- ・財団法人九州システム情報技術研究所
- ・財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・独立行政法人科学技術振興機構

（2）（1）の外国人の扶養を受ける配偶者または子

### 3 当該規制の特定措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

（以下別葉）

#### 4 特定事業の内容

次に掲げる機関・施設において IT、バイオ、ナノの各分野に関する研究を行なう業務に従事する外国人研究者の受入を促進する。なお、各施設はそれぞれ概要記載の分野に関する研究のための活動の中核となる施設である。

機関名	施設名	所在地	概要
国立大学法人 九州大学	大学院システム情報科学研究院	福岡市東区箱崎 6-10-1 及び 福岡県春日市春日公園 6-1	情報理学、知能システム学、情報工学、電気電子工学等 IT 分野の研究を行う。教官は、箱崎地区キャンパスと筑紫地区キャンパスの二つに分散。
	大学院理学研究院	福岡市東区箱崎 6-10-1	生物学系のバイオ、物理学・化学系ナノ分野の研究を行う。
	大学院農学研究院	福岡市東区箱崎 6-10-1	農林水産系バイオ分野の研究を行う。
	大学院医学研究院	福岡市東区馬出 3-1-1	医学系バイオ分野の研究を行う。
	大学院工学研究院	福岡市東区箱崎 6-10-1	工学系ナノ分野の研究を行う。
	大学院総合理工学研究院	福岡県春日市春日公園 6-1	物質・エネルギー・環境を 3 本柱として融合的・先駆的・先端的な形でナノ分野の研究を行う。
	先導物質化学研究所	福岡県春日市春日公園 6-1 (筑紫地区) 福岡市東区箱崎 6-10-1 (箱崎地区)	物質基盤化学部門、分子集積部門、融合材料部門、先端素子材料部門において IT、ナノ分野の研究を行う。
	システム L S I 研究センター	福岡県春日市春日公園 6-1	システム L S I 関連の IT、ナノ分野の研究を行う。
	産学連携センター	福岡県春日市春日公園 6-1	次世代 L S I 用デバイス開発や新規機能材料の開発などの研究やこれら技術シーズを基にした新産業・新規事業の創成、産学連携による技術移転など、IT、ナノ分野の研究を行う。

機関名	施設名	所在地	概要
福岡大学	工学部	福岡市城南区七隈 8-9-1	工学系IT、ナノ分野の研究を行う。
財団法人九州システム情報技術研究所	財団法人九州システム情報技術研究所	福岡市早良区百道浜 2-1-22	財団法人九州システム情報技術研究所は福岡ソフトリサーチパーク(SRP)のIT分野における中核的研究機関。 国際的な産学官の協調の下で、情報技術に関する研究開発、内外関係機関との交流及び協力、コンサルティング、情報の収集と提供、人材育成等を行っている。
財団法人福岡県産業・科学技術振興財団		福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡9階	新技術・新産業の創出を目指す中核的推進機関として、新技術の開発から新産業の創出までを一貫して支援している。 財)福岡県産業・科学技術振興財団が中核機関となる研究開発プロジェクトについては、当財団が、外国人と特定分野の研究に従事することについて契約し、研究員として雇用し、左の研究施設に派遣する。
	国立大学法人九州大学(前掲)	前掲	ベンチャー企業に、システムLSI(大規模集積回路)の設計開発や試作するための施設を提供して支援する。IT、ナノ分野の研究施設。
	福岡大学(前掲)		
	財団法人九州システム情報技術研究所		
福岡システムLSI総合開発センター	福岡市早良区百道浜3-8-33		
独立行政法人日本学術振興会		東京都千代田区一番町6番地	独立行政法人日本学術振興会は、学術の国際協力を推進するため外国人研究者をわが国に招聘する事業を行っている。
	国立大学法人九州大学(前掲)	前掲	当法人が採用した外国人については、左の研究施設において受入れ、協力して研究を行う。
	福岡大学(前掲)		

機関名	施設名	所在地	概要
独立行政法人科学技術振興機構		埼玉県川口市本町4-1-8	独立行政法人科学技術振興機構は、国の戦略目標の達成に向けた基礎的研究を推進しており、構想実現のための研究グループのスタッフとして外国人研究員の雇用を行っている。 当法人が採用した外国人については、左の研究施設において受入れ、協力して研究を行う。
	国立大学法人九州大学（前掲）	前掲	

## 5 当該規制の特定措置の内容

（特区法15条1項1号及び2号に該当することを判断した根拠を示す内容）

### 【IT分野】

九州大学大学院システム情報科学研究院・学府は、平成8年度に、情報科学の基礎となる情報理学、産業界を支える電気工学、電子工学、情報工学などの工学諸分野、人間の知的活動と情報の認識・処理の関係を究明する認知科学や知能工学などを、工学部、理学部、大学院総合理工学研究科から分離して統合し、大学院システム情報科学研究科という全国的にもユニークな独立大学院として設置されている。同研究院・学府は、理学系、工学系、人文科学系の垣根を越え、情報理学・知能システム学・情報工学分野と、電気電子工学を基盤とした電気電子システム工学・電子デバイス工学分野とが密接な連携をはかりつつ、幅広い先端分野の融合的発展に寄与してきており、特区内におけるIT分野の研究推進の中核的役割を担っている。

また、特区内における福岡ソフトリサーチパークは、福岡ドームの隣接地にある国内屈指の情報通信関連企業の集積地。大手のコンピュータメーカーや地場情報通信関連企業を中心に約110社が立地し、約6,500人の従業員が勤務している。（財）九州システム情報技術研究所の他に、平成13年11月に「イノベーションプラザ福岡」（科学技術振興事業団所管）がオープンした。また、平成16年11月に「システムLSI総合開発センター」が建設されており、LSI開発ベンチャーの創出、企業、研究所の集積促進が図られる。

さらに、外国人研究者が研究活動に併せて、その成果を生かした事業を自ら経営することにより、本地区における当該分野の研究の効率的推進や関連産業の発展に貢献するものと考えられる。

### 【バイオテクノロジー分野】

九州大学においては、生物資源環境科学府、理学部、農学部、医学部のほか薬学部な

どの多部門にわたり、バイオ関連の研究が実施されており、産業化の期待が高い。特に、九州大学は全国でもまれな生体防御医学研究所を有しており、これまで免疫等生体機能による防御医学の研究で国内をリードしてきた。また、トランスレーショナルリサーチのセンターとして県内にある4医学系大学と連携し、GMPレベルの創薬化センターの計画を有しており、産業界と連携したバイオ、ライフサイエンス分野に力を入れている。

また、福岡市が整備を進めている「アイランドシティ」では、医療系機関、企業の集積を一つのコンセプトに掲げており、九州大学を核にした医学系大学連携プロジェクト計画を中心に創薬企業、ベンチャー企業等の集積の可能性が高い。

さらに、外国人研究者が研究活動に併せて、その成果を生かした事業を自ら経営することにより、本地区における当該分野の研究の効率的推進や関連産業の発展に貢献するものと考えられる。

#### 【ナノテクノロジー分野】

九州大学大学院工学研究院は有機分野で世界的に高いポテンシャルを持ち、特に分子集積化学においては世界の三大拠点の一つとして国内外の研究者が集まり最先端の研究が行われている。その中核となる施設である先導物質化学研究所には、最先端の研究機器が設置されている。また、九州大学大学院工学研究院には日本トップレベルの材料解析技術を持つ超高压電子顕微鏡室が設置されており、材料科学の研究でも高いポテンシャルを持っている。これらの二つの施設は、平成14年度にナノテク関連の研究を総合的に支援することを目的とした文部科学省の総合支援プロジェクトの機関に選定され、外部研究者への開放利用が積極的に進められており、今後、産業界においても九州大学のポテンシャルを活用した研究の活発化、効果的な推進が期待され、関連産業の集積が見込まれる。

さらに、外国人研究者が研究活動に併せて、その成果を生かした事業を自ら経営することにより、本地区における当該分野の研究の効率的推進や関連産業の発展に貢献するものと考えられる。

なお、外国人研究者受入れ促進事業については、財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が管理主体となっている文部科学省関連の知的クラスター事業（平成14年度～平成18年度）において、システムLSIの分野での産業化を目指す多数の研究フォーメーションを構築する中で、現在、外国人研究者2名と契約を交わしているほか、今後、10名程度の優秀な外国人研究者を参画させる予定。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（５０４）

### 2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

福岡アジアビジネス特区における「外国人研究者受入れ促進事業」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人並びに福岡アジアビジネス特区における関連事業「奨学金受給決定留学生受入れ円滑化事業」に該当する外国人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

（ 以 下 別 葉 ）

#### 4 特定事業の内容

##### 外国人の活動概要

(外国人研究者受入れ促進事業)

機関名	施設名	機関・施設の概要	外国人の活動内容
国立大学法人 九州大学	大学院システム 情報科学院	情報理学、知能システム学、情報工学、電気電子工学等 I T 分野の研究を行う。教官は、箱崎地区キャンパスと筑紫地区キャンパスの二つに分散。	特定研究活動。(当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。以下同じ。)
	大学院理学研究院	生物学系のバイオ、物理学・化学系ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。
	大学院農学研究院	農林水産系バイオ分野の研究を行う。	特定研究活動。
	大学院医学部附属研究院	医学系バイオ分野の研究を行う。	特定研究活動。
	大学院工学研究院	工学系ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。
	大学院総合理工学研究院	物質・エネルギー・環境を 3 本柱として融合的・先駆的・先端的な形でナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。
	先導物質化学研究所	物質基盤化学部門、分子集積部門、融合材料部門、先端素子材料部門において I T、ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。
	システム L S I 研究センター	システム L S I 関連の I T、ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。
	産学連携センター	次世代 L S I 用デバイス開発や新規機能材料の開発などの研究やこれら技術シーズを基にした新産業・新規事業の創成、産学連携による技術移転など、I T、ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。

機関名	施設名	機関・施設の概要	外国人の活動内容				
福岡大学	工学部	工学系IT、ナノ分野の研究を行う。	特定研究活動。				
財団法人九州システム情報技術研究所	財団法人九州システム情報技術研究所	財団法人九州システム情報技術研究所は福岡ソフトリサーチパーク(SRP)のIT分野における中核的研究機関。 国際的な産学官の協調の下で、情報技術に関する研究開発、内外関係機関との交流及び協力、コンサルティング、情報の収集と提供、人材育成等を行っている。	特定研究活動。				
財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	<table border="1"> <tr> <td>国立大学法人九州大学(前掲)</td> </tr> <tr> <td>福岡大学(前掲)</td> </tr> <tr> <td>財団法人九州システム情報技術研究所</td> </tr> <tr> <td>福岡システムLSI総合開発センター</td> </tr> </table>	国立大学法人九州大学(前掲)	福岡大学(前掲)	財団法人九州システム情報技術研究所	福岡システムLSI総合開発センター	<p>新技術・新産業の創出を目指す中核的推進機関として、新技術の開発から新産業の創出までを一貫して支援している。</p> <p>財)福岡県産業・科学技術振興財団が中核機関となる研究開発プロジェクトについては、当財団が、外国人と特定分野の研究に従事することについて契約し、研究員として雇用し、左の研究施設に派遣する。</p>	特定研究活動及び特定研究事業活動。
国立大学法人九州大学(前掲)							
福岡大学(前掲)							
財団法人九州システム情報技術研究所							
福岡システムLSI総合開発センター							
独立行政法人日本学術振興会	<table border="1"> <tr> <td>国立大学法人九州大学(前掲)</td> </tr> <tr> <td>福岡大学(前掲)</td> </tr> </table>	国立大学法人九州大学(前掲)	福岡大学(前掲)	<p>独立行政法人日本学術振興会は、学術の国際協力を推進するため外国人研究者をわが国に招聘する事業を行っている。</p> <p>当法人が採用した外国人については、左の研究施設において受入れ、協力して研究を行う。</p>	特定研究活動。		
国立大学法人九州大学(前掲)							
福岡大学(前掲)							

機関名	施設名	機関・施設の概要	外国人の活動内容
独立行政法人科学技術振興機構		独立行政法人科学技術振興機構は、国の戦略目標の達成に向けた基礎的研究を推進しており、構想実現のための研究グループのスタッフとして外国人研究員の雇用を行っている。 当法人が採用した外国人については、左の研究施設において受入れ、協力して研究を行う。	特定研究活動。
	国立大学法人九州大学（前掲）		

（外国人情報処理技術者受入れ促進事業）

機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
株式会社 正興電機製作所 (代表取締役社長 土屋 直知) (住所 福岡市博多区東光2 - 7 25)	発変電所制御システム、上下水道監視制御など電力、公共、産業分野のシステム機器及び電気・電子機器器具、ソフトウェアの製作、販売。新事業として、生物センサーによる水質管理装置の販売やeラーニング事業にも取り組んでいる。	特定情報処理活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。以下同じ。)
株式会社 エーエスピーランド (代表取締役社長 有江 勝利) (住所 福岡市博多区東光2 - 7 25)	正興電機製作所の社内ベンチャー企業。営業ソフトを ASP 方式(インターネットを介して配信)で提供。	特定情報処理活動
株式会社 BCC (代表取締役社長 富田 峰雄) (住所 福岡市中央区六本松2 - 12 - 19 BCCビル)	アウトソーシング、ソフトウェア開発、コンピューター販売・保守、データエントリーサービス、VAN サービス、オンラインネットワークサービス、コンサルテーションなどの事業を行う。	特定情報処理活動
株式会社 富士通九州システムエンジニアリング (代表取締役社長 柴田善次郎) (住所 福岡市早良区百道浜2 - 2 - 1 富士通九州 R&D センター)	スマートマーキュリック、セキュアネットワークソリューション、モバイルソリューション、トレーニングサービス、CAE コンサルティングサービス、ISO 関連サービス、CAD データ交換アウトソーシングサービス、WebSERVEなどの事業を行う。	特定情報処理活動

機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
<p>株式会社 シー・エス・エル  (代表取締役社長  上林 茂)  (住所 福岡市博多区  博多駅前3 - 9 - 1  大賀博多駅前ビル  2階)</p>	<p>経営コンサルタント、コンピューターシステムの開発及び販売、コンピューター機器の販売、コンピューター業務支援システムの賃貸及び保守、管理、コンピューターソフトウェアに関するシステムコンサルティングなどを行っており、主にソフトプロダクト及びサービス関連、ASP、インターネット業務などの事業を行う。</p>	<p>特定情報処理活動</p>
<p>日本匯人テクノ有限会社  (取締役 張曉川)  (住所 福岡市博多区博多  駅前4丁目 36 番 29  号 IBセンタービル  401)</p>	<p>中国企業の日本法人であり、日本企業からソフトウェア開発等を受注し、中国国内で開発している。  業務内容  (1) ソフトウェアの開発  (2) ソフトウェアの代理販売  (3) 日中間IT人材交流及び各種コンサルティング業務</p>	<p>特定情報処理活動</p>
<p>株式会社 ジェイエムネット  (代表取締役社長  植木 一夫)  (住所 福岡市博多区下川  端町3 - 1 リバレイ  ン  オフィス9F)</p>	<p>システムLSI開発、プロダクト企画開発、FA物流ソリューションパッケージ開発などのIT関連のサービスおよび技術をマネジメントし、トータルにITソリューションを提供。</p>	<p>特定情報処理活動</p>
<p>株式会社三神ソフト  (代表取締役 李周洪)  (住所 福岡市早良区百道  浜2丁目1番22号  福岡ソフトリサーチ  パークセンタービル  610号室)</p>	<p>大手地銀・保険会社をユーザーとする金融システムの業務アプリケーション開発及び関連業務。福岡市内事業所は、本社機能に加え、日本人業務経験者と外国人 IT 技術者との混成チームによる設計業務等の開発センター、必要な技術やスキルを社員に習得させる教育センターとしての機能を担う。</p>	<p>特定情報処理活動</p>

<p>株式会社ヒューマンテクノシステム  (代表取締役 菊池文彬)  (住所 福岡市博多区住吉 2丁目2番1号)</p>	<p>コンピュータソフトウェアの開発及び販売。コンピュータシステムに関するコンサルティング、保守、管理。システム及びソフト開発技術者の派遣。システム、通信機器、電子機器等の販売。金融システム、CTIシステム、製造販売基幹システム及び各種医療システムを中心。</p>	<p>特定情報処理活動</p>
<p>合同会社G C B  (職務執行者 菊地文彬)  (住所 福岡市博多区住吉 2丁目2番1号)</p>	<p>コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発及び販売。オフショア開発全般サポート。アウトソーシング業務請負。企業のマーケティングリサーチ及び経営情報調査提供などの事業を行う。</p>	<p>特定情報処理活動</p>

(奨学金受給決定留学生受入れ円滑化事業) 関連事業

機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容
<p>国立大学法人 九州大学  (総長 梶山千里)  (住所 福岡市東区箱崎6 - 10 - 1)</p>	<p>九州大学は、約1世紀にわたる歴史を有する総合大学。学生約18,000、教員約2,310、職員約2,170名が在籍し、11学部、17学府、16研究院、3附置研究所、1病院などを擁している。</p>	<p>留学  ただし、次に掲げる奨学金等の受給が決定し、経済的裏付けが確定している留学生に限る。  (1)国費外国人留学生  (2)短期留学推進制度による留学生  (3)外国政府派遣留学生  (4)日仏共同博士課程(コレッジ・ドクトラル・フランコ・ジャポネ)による留学生  (5)留学生支援無償資金協力事業による留学生  (6)国立大学法人九州大学</p>

		の奨学金制度・学生交流プログラムによる留学生 九州大学フレンドシップ奨学金制度 九州大学アジア学生交流プログラム（ASEP） 九州大学とソウル大学校との学生交流プログラム
--	--	--

5 当該規制の特例措置の内容

「2」及び「4」に記載した内容から要件を満たすものと認めた。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（５０７）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

（１）次の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所において、  
情報処理分野の業務に従事する外国人

- ・ 株式会社 正興電機製作所
- ・ 株式会社 エーエスピーランド
- ・ 株式会社 B C C
- ・ 株式会社 富士通九州システムエンジニアリング
- ・ 株式会社 シー・エス・エル
- ・ 日本匯人テクノ株式会社
- ・ 株式会社 ジェイエムネット
- ・ 株式会社三神ソフト
- ・ 株式会社ヒューマンテクノシステム
- ・ 合同会社 G C B

（２）（１）の外国人の扶養を受ける配偶者または子

### 3 当該規制の特定措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

### 4 特定事業の内容

次に掲げる事業所において、外国人情報処理分野技術者の受け入れを促進する。

事業所名	所在地	概要
株式会社 正興電機製作所	福岡市博多区東光 2 - 7 - 2 5	発電所制御システム、上下水道監視制御など電力、公共、産業分野のシステム機器及び電気・電子機器器具、ソフトウェアの製作、販売。新事業として、生物センサーによる水質管理装置の販売やeラーニング事業にも取り組んでいる。
株式会社 エーエスピーランド	福岡市博多区東光 2 - 7 - 2 5	正興電機製作所の社内ベンチャー企業。営業ソフトを ASP 方式（インターネットを介して配信）で提供。

株式会社 B C C	福岡市中央区六本松 2 - 1 2 - 1 9 BCC ビル	アウトソーシング、ソフトウェア開発、 コンピューター販売・保守、データエン トリーサービス、VAN サービス、オンラ インネットワークサービス、コンサルテ ーションなどの事業を行う。
株式会社 九州富士通システム エンジニアリング	福岡市早良区百道浜 2 - 2 - 1 富士通九州 R&D セン ター	スマートマーカーキュリック、セキュアネッ トワークソリューション、モバイルソリ ューション、トレーニングサービス、CAE コンサルティングサービス、ISO 関連サ ービス、CAD データ交換アウトソーシ ングサービス、WebSERVE などの事業を行 う。
株式会社 シー・エス・エル	福岡市博多区博多駅 前 3 - 9 - 1 大賀博多駅前ビル	経営コンサルタント、コンピューターシ ステムの開発及び販売、コンピューター 機器の販売、コンピューター業務支援シ ステムの賃貸及び保守、管理、コンピ ューターソフトウェアに関するシステム コンサルティングなどを行っており、主 にソフトプロダクト及びサービス関連、 A S P、インターネット業務などの事業 を行う。
日本匯人テクノ有限 会社	福岡市博多区博多駅 前 4 丁目 36 番 29 号 I B センタービル 401	中国企業の日本法人であり、日本企業か らソフトウェア開発等を受注し、中国国 内で開発している。 業務内容 ( 1 ) ソフトウェア開発 ( 2 ) ソフトウェアの代理販売 ( 3 ) 日中間 I T 人材交流及び各種コン サルティング業務
株式会社 ジェイエムネット	福岡市博多区下川端 町 3 - 1 リバレインオ フィス 9 F	システム L S I 開発、プロダクト企画開発、F A 物流ソリューションパッケージ開発などの I T 関連のサービスおよび技術をマネーجم ントし、トータルに I T ソリューションを提供。

株式会社三神ソフト	福岡市早良区百道浜 2丁目1番22号 福岡ソフトリサーチパ ークセンタービル610 号室	大手地銀・保険会社をユーザーとする金融システムの業務アプリケーション開発及び関連業務。福岡市内事業所は、本社機能に加え、日本人業務経験者と外国人 IT 技術者との混成チームによる設計業務等の開発センター、必要な技術やスキルを社員に習得させる教育センターとしての機能を担う。
株式会社ヒューマンテクノシステム	福岡市博多区 住吉2丁目2番1号	中国の企業と資本提携を行い、開発業務の一部を委託している。その際には、言葉や文化の違いから橋渡し役となる者が、日本側でも必要となる。 橋渡し役として、現在、技術の在留資格を持つ中国人IT技術者を雇用しているが、受注が拡大基調にあり、当事業の活用により、橋渡し役の中国人IT技術者の増員と迅速かつ安定的な雇用を図る。
合同会社G C B	福岡市博多区 住吉2丁目2番1号	ヒューマンテクノシステムと中国、山東省の済南元成創新テック有限公司の両社が設立した日本法人。 コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発及び販売。オフショア開発全般サポート。アウトソーシング業務請負。企業のマーケティングリサーチ及び経営情報調査提供などの事業を行う。

## 5 当該規制の特例措置の内容

(特区法第22条第1号及び第2号に該当することを判断した根拠を示す内容)

一、特区内において、百道地区、JR博多駅周辺、天神・大名地区などを中心に、情報処理産業関連の事業所の立地が進んでおり、国内屈指の集積地となっている。

とりわけ、百道地区内に立地する福岡ソフトリサーチパークでは、大手のコンピューターメーカーや地場情報通信関連の事業所を中心に約110社が立地し、約6,500人の従業員が勤務している。同パーク内には、(財)九州システム情報技術研究所

の他に、平成13年11月に「イノベーションプラザ福岡」（科学技術振興事業団所管）がオープンした。また、平成16年11月に「システムLSI 総合開発センター」が建設されており、LSI 開発ベンチャーの創出、事業所及び研究所の集積促進が期待できる。

一方、九州大学大学院システム情報科学研究院・学府は、より実践的な教育及び研究をおこなうため、平成8年度に、情報科学の基礎となる情報理学、産業界を支える電気工学、電子工学、情報工学などの工学諸分野、人間の知的活動と情報の認識・処理の関係を究明する認知科学や知能工学などを、工学部、理学部、大学院総合理工学研究科から分離して統合し、大学院システム情報科学研究科という全国的にもユニークな独立大学院として設置されており、特区内における情報処理産業の研究推進の中核的役割を担っている。

なお、情報処理関連企業の研究開発技術の高度化に資するため、シリコンシーベルト福岡（システムLSI 設計開発拠点化）プロジェクトをはじめとする情報処理分野に関連した事業を、これらの事業所と大学・関連研究施設を含む産学官連携のもとで推進しており、特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれると判断される。

二．韓国、シンガポール、香港、台湾などのアジアにおける情報処理関連の先進地域と連携しつつ、アジアにおける情報処理分野を含むビジネスの拠点を形成していくためには外国人情報処理技術者が必要であり、同技術者が、特区内の事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を行うことにより、特区内における情報処理産業の発展に貢献するものと考えられる。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（８１６）

### 2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### （１）株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都港区愛宕２ - ５ - １

#### （２）株式会社日本サイバー教育研究所

代表取締役 宮内 謙

住所 福岡市博多区沖浜町１２番１号

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

（１）株式会社 東京リーガルマインド

（２）株式会社 日本サイバー教育研究所

< 事業が行われる区域 >

福岡市の全域

< 事業の開始日 >

（１）平成１７年４月～

（２）平成１９年４月～

< 事業により実現される行為 >

（１）株式会社東京リーガルマインドによる大学が大学の設置主体として、通学及び通信（本部に該当しないキャンパスとして）の両教育課程を実施

（２）株式会社日本サイバー教育研究所が、大学の設置主体として、インターネットによる通信制大学を設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

（１）産業構造の改革が求められる中、本市の活力ある地域経済発展を図るためには、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材やその立ち上げを支援する人材など、社会で即戦力となり地域経済を担う人材を育成する必要がある。

また、中国では民営企業が台頭し、海外進出傾向が強まるとともに、市民生活が成

熟化し、政府機関も指導的立場から市民・企業に対してサービスを提供する機能が求められている。一方、日本企業にとっても中国市場への参入や中国の生産力、人材活用等によるビジネス発展、競争力強化が求められている。このような時代潮流を背景に、中国にとっては、経営ノウハウを蓄積し、政府機能のサービス化に対応した能力開発、人材育成のニーズが高まっている。同様に日本にとっても中国市場開拓や中国へのアウトソーシング等で中国ビジネスに精通し、中国との橋渡し役となるブリッジ的人材を育成するニーズが高まっており、日中間の相互理解と新しい時代を担う人材開発の重要性が増している。

この度、本市に対して構造改革特別区域計画認定申請を依頼した株式会社東京リーガルマインドは、本年4月に法曹養成、司法書士養成、公認会計士養成等を趣旨とする大学（総合キャリア学部）を設置して教育サービスを行っており、当該大学のキャンパスの設置を認めれば、これからの社会をリードする専門的実務能力を備えた人材を育成することが期待でき、これにより地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな競争や連携が図られることで、地域全体の大学教育の質の向上が期待できる。

また、これに加え同大学では、特に本市において日本へ進出する中国企業が円滑にビジネス展開できるような多面的な教育を提供することを計画している。具体的には日本語・中国語の語学教育をはじめ、日中間のビジネス慣行の違いなど異文化理解講座を新たな教育プログラムとすることが想定され、上記のニーズに合致した人材の育成が期待でき、中国人経営者による起業促進や中国系企業の本市への集積促進に資するものと考えられる。

よって、地域経済の活性化やアジアビジネスの交流拠点の形成を図るためには、当該規制の特例措置を活用し、株式会社による学校の設置を行う必要があるものと判断する。

また、これまで、法人税等を納めつつ高いレベルの教育を、助成金等を受けずに行ってきたのであり、経営基盤に問題はないと判断される。さらに、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われている。万一、経営支障が生じた場合においても、経営支障が予見できた段階での学生の募集停止、募集停止後の就学保証、転入学に関する情報提供等具体的セーフティネットの案も提案されており、問題なく運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

なお、株式会社東京リーガルマインドは、東京都に大学本部を置くほか、都内千代田区、大阪市においては既に本年4月から株式会社による大学が文部科学省による大学設置認可を受け開校している。また、新宿区、松山市などについては構造改革特区の認定を受け、開校に向けた準備を進めていることから、本市としてもこれら先進地区との連携、情報交換等を密に行うことにより、必要な調整を行うものとする。

また、同社が大学を設置するにあたっては、福岡市としても経営状況の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、または生じる恐れがあると認められ

る場合に備え、福岡市内部の体制を定め、福岡キャンパスに通学することを前提に在籍することが登録されている学生の適切な修学を維持できるよう努めるものとする。また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うものとする。

(2) 産業構造の改革が求められる中、福岡市の活力ある地域経済発展を図るためには、自国・世界の文化に深い理解を持った文化関連産業や観光関連産業を支える人材や、IT技術とそれを使ったビジネスの双方に深い理解を持ったIT関連産業やコンテンツ関連産業を支える人材の育成を図り、それらの産業を振興していくことが必要である。

また、次世代を支える産業として、IT産業やコンテンツ産業が特に注目されており、国においてもその振興のための取り組みが進められているが、ソフトウェアを中心とするIT産業やメディアや広告・出版などのコンテンツ産業の集積する福岡市においても、今後の経済発展を支える重要な分野であり、その振興を図る必要がある。

このたび、福岡市に対して構造改革特別区域計画認定申請の依頼があった学校設置会社が設置する大学については、文化・観光、コンピューター・ビジネスを主な教育内容とする大学である。当該学校設置会社である株式会社日本サイバー教育研究所は、ソフトバンクグループが中心となって設立した会社であり、ソフトバンクグループは、インターネットを基盤に音楽、放送、ゲーム、スポーツ、コマースなどの多岐にわたるサービス・コンテンツを提供する会社をグループ内に持っている。

当該インターネット大学は、これらのノウハウを活かし、世界の文化に深い理解をもつ、観光関連産業や文化関連産業の即戦力となるビジネス人材や、コンピューターに関する技術とビジネスの双方に精通したIT関連の人材を育成することを目的としており、福岡市のアジアビジネスの発展に不可欠な人材育成機能を強化するものである。また、授業の方法は、地域において教育コンテンツを開発し、インターネットを介して活用しようとするものであり、東京に比べて遅れているコンテンツを開発し、その権利を各種のビジネスにつなげていこうとする取り組みであり、福岡市におけるコンテンツビジネスの新しいモデルとして大きな期待が持てるものであり、地域のコンテンツ産業の振興に大きく役だつものと考えられる。

また、当該インターネット大学において、特色をなしている日本や世界の文化及び観光と、ソフトバンクグループのノウハウを活かしたIT関連の専任教員が当該地域に教育拠点を設けることとなるとともに、インターネットを活用することにより、九州全域やアジアの学生を受け入れることができ、さらには、インターネットを通じて東京で活躍する一流の人材を活用ことができ、九州・アジアにおける福岡市の拠点性を大きく高め、福岡市の高次都市機能としての研究・教育機能の強化にもつながるものである。

これらのことから、この大学の設置は福岡市のアジアビジネス拠点としてのポテンシャルを大きく前進させるものであり、特例措置の適用の必要を認めるものである。

なお、ソフトバンクグループは、長年事業を円滑に遂行してきており、経営状況に問題は無い。株式会社日本サイバー教育研究所の経営陣については、ソフトバンクの経営に参画する社会的な信望が厚い人材や、大学で長年にわたり大学教育に携わってきている人材も参加しており、学校設置会社として効果的な体制を有していることが認められる。また、情報開示についても、会社の業務及び財産の状況を記載した書類をインターネットによって容易にアクセスできるようにするとともに、学校設置会社に設置し、学生や父兄、入学を希望する者その他の関係者が閲覧・謄写を求めた場合においても対応することとしており、コンプライアンス（法令遵守等）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンスも行われる予定であるため、学校設置会社として適切な体制であることが認められる。

万一、経営支障が生じた場合においても、経営支障が予見できた段階での学生の募集停止、募集停止後の修学保証、転入学に関する情報提供等具体的セーフティーネットの対策を取る予定であり、問題なく運営できると判断できるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

また、同社が大学を設置するにあたっては、計画策定主体として必要な責任ある対応を行うために、学生数や学生の所在地の状況も踏まえつつ、福岡市としても経営状況を把握し、万一経営に著しい支障が生じ、または生じるおそれがあると認められる場合に備え、上記内容等について学校設置会社と協定書を締結し、学生の適切な修学を維持できるよう努めるものとする。さらに、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うものとする。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（８２１（８０１－１））

### 2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### （１）株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都港区愛宕２－５－１

#### （２）株式会社日本サイバー教育研究所

代表取締役 宮内 謙

住所 福岡市博多区沖浜町１２番１号

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

（１）株式会社 東京リーガルマインド

（２）株式会社 日本サイバー教育研究所

< 事業が行われる区域 >

福岡市の全域

< 事業の開始日 >

（１）平成１７年４月～

（２）平成１９年４月～

< 事業により実現される行為 >

校地・校舎借用による大学設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

（１）本件特例を受けようとする東京リーガルマインドは、福岡市の中心市街地（天神地区）において校地・校舎の借用によりこれまで高度な職業専門教育を実践してきた。

天神地区はアジアビジネスを展開している国内外企業が多く集積している地区であり、職業人に就業時間後でも専門教育の機会を提供できるため、これまでと同様、企業、業務などの機能が集積している都心部での事業展開が効果的である。

しかしながら、天神地区は企業等が集積し地価の高い商業地域であり、校地・校舎を取得するためには、莫大な出費を要する。本計画の事業体である株式会社は、学校法人

と違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税を納入するなど、市場原理に基づいて事業を行っており、地価の非常に高い地域において校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。

このように地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師や教育内容の充実にその資金を充てる方が、本計画をより効果的なものにすることができる。さらに、これまで同社は長期的かつ安定的に事業用施設の賃貸借契約を結んでいる実績があり、今後も安定的な事業運営が可能と思われる。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者自己所有の校地・校舎の取得を求めることは困難であると認め、規制の特例措置を適用することを妥当と判断する。

(2) 産業構造の改革が求められる中、福岡市の活力ある地域経済発展を図るためには、自国・世界の文化に深い理解を持った文化関連産業や観光関連産業を支える人材や、IT技術とそれを使ったビジネスの双方に深い理解を持ったIT関連産業やコンテンツ関連産業を支える人材の育成を図り、それらの産業を振興していくことが必要である。

また、次世代を支える産業として、IT産業やコンテンツ産業が特に注目されており、国においてもその振興のための取り組みが進められているが、ソフトウェアを中心とするIT産業やメディアや広告・出版などのコンテンツ産業の集積する福岡市においても、今後の経済発展を支える重要な分野であり、その振興を図る必要がある。

このたび、福岡市に対して構造改革特別区域計画認定申請の依頼があった学校設置会社が設置する大学については、文化・観光、コンピューター・ビジネスを主な教育内容とする大学である。当該学校設置会社である株式会社日本サイバー教育研究所は、ソフトバンクグループが中心となって設立した会社であり、ソフトバンクグループは、インターネットを基盤に音楽、放送、ゲーム、スポーツ、コマースなどの多岐にわたるサービス・コンテンツを提供する会社をグループ内に持っている。

当該インターネット大学は、これらのノウハウを活かし、世界の文化に深い理解をもつ、観光関連産業や文化関連産業の即戦力となるビジネス人材や、コンピューターに関する技術とビジネスの双方に精通したIT関連の人材を育成することを目的としており、福岡市のアジアビジネスの発展に不可欠な人材育成機能を強化するものである。また、授業の方法は、地域において教育コンテンツを開発し、インターネットを介して活用しようとするものであり、東京に比べて遅れているコンテンツを開発し、その権利を各種のビジネスにつなげていこうとする取り組みであり、福岡市におけるコンテンツビジネスの新しいモデルとして大きな期待が持てるものであり、地域のコンテンツ産業の振興に大きく役だつものと考えられる。

また、当該インターネット大学において、特色をなしている日本や世界の文化及び観光と、ソフトバンクグループのノウハウを活かしたIT関連の専任教員が当該地域に教育拠点を設けることとなるとともに、インターネットを活用することにより、九州全域

やアジアの学生を受け入れることができ、さらには、インターネットを通じて東京で活躍する一流の人材を活用することができ、九州・アジアにおける福岡市の拠点性を大きく高め、福岡市の高次都市機能としての研究・教育機能の強化にもつなげるものである。これらのことから、この大学の設置は福岡市のアジアビジネス拠点としてのポテンシャルを大きく前進させるものであり、特例措置の適用の必要を認めるものである。

福岡市は、現在、博多湾東部臨海部に整備中のアイランドシティにおいて、新たな産業集積拠点の形成を図っているところであるが、その中核的な機能として教育・研究機関の集積にも取り組んでいる。この大学は、その一端を担うものであり、この地域への立地が福岡市の地域経済の発展のためにはふさわしいものである。

しかし、アイランドシティは福岡都心部に近く地価の高い地域であり、校地・校舎を取得するためには膨大な出費を要する。また、必要なスペースから考えても、単独で施設を建設するより、複合ビルに入居する方が費用の面で合理的である。本計画の事業主体である株式会社は、学校法人と違って補助金を受け取っていない上に、法人税・地方税・固定資産税を納入するなど、市場原理に基づいて事業を行っており、校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。

このように地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師や教育内容の充実にその資金を充てる方が、本計画をより効果的なものにすることができる。さらに、施設の確保については、長期的な賃貸借契約を結ぶこととしており、安定的な事業運営が可能と思われる。

以上のことから、本計画を実施するにあたって、事業者が自己所有の校地・校舎の取得を求めることは困難であると認め、規制の特例措置を適用することが妥当と判断する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２８）

### 2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都港区愛宕２ - ５ - １

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

福岡市の全域

< 事業の開始日 >

平成 17 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる運動場の代替措置を講じた大学設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

事業者が大学の設置を検討している地域はアジアビジネスを展開している国内外企業が集積する中心市街地であり、職業人に就業時間後でも専門教育の機会を提供できるため、当該地での事業展開が効果的であると認められる。

しかし、当地域は地価が非常に高く、運動場として利用できるだけの用地面積を確保することは非常に困難であり、かつ確保するには、多額な費用が必要となる。

このため、事業者は運動場確保の代替措置として、開校までにスポーツクラブと提携契約し、また、大学単位での市営スポーツ施設の利用を予定しており、運動場を設けなくも、運動を行いたいという学生に不利益が生じないように配慮することとしている。

なお、同大学は、カリキュラムとして運動場を使用する体育を有しておらず、このため、教育・研究活動に支障は生じないものと認められる。

以上のことから、本計画の実施に際し、事業者に運動場を求めることは困難であり、運動場の設置を求めなくても、教育・研究に支障が生じないと認められるため、代替措

置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（８２９）

### 2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都港区愛宕２ - ５ - １

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

福岡市の全域

< 事業の開始日 >

平成 17 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドが空地を設けることなく、福岡市内において大学の運営を行うことができるものとする。

### 5 当該規制の特例措置の内容

事業者が大学の設置を検討している地域はアジアビジネスを展開している国内外企業が集積する中心市街地であり、職業人に就業時間後でも専門教育の機会を提供できるため、当該地での事業展開が効果的であると認められる。

しかし、当地域は地価が非常に高く、空地として利用できるだけの用地面積を確保することは非常に困難であり、かつ確保するには、多額な費用が必要となる。

また、校舎内において学生の休息・その他に利用するのに適当なスペースを設けることとしており、学生にとって、休息、その他に利用する環境は整うと考えられる。具体的には、休憩スペースの確保、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用等により、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられる。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に空地の確保を求めることは困難である特別の理由が認められ、空地の確保を求めなくても大学の教育・研究上に支障が

生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（８３２）

### 2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社日本サイバー教育研究所

代表取締役 宮内 謙

住所 福岡市博多区沖浜町１２番１号

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 日本サイバー教育研究所

< 事業が行われる区域 >

福岡市の全域

< 事業の開始日 >

平成１９年４月～

< 事業により実現される行為 >

株式会社日本サイバー教育研究所が、大学の設置主体として、校舎等に係る要件の適用を受けずにインターネットによる通信制大学を設置

### 5 当該規制の特例措置の内容

産業構造の改革が求められる中、福岡市の活力ある地域経済発展を図るためには、自国・世界の文化に深い理解を持った文化関連産業や観光関連産業を支える人材や、IT技術とそれを使ったビジネスの双方に深い理解を持ったIT関連産業やコンテンツ関連産業を支える人材の育成を図り、それらの産業を振興していくことが必要である。

また、次世代を支える産業として、IT産業やコンテンツ産業が特に注目されており、国においてもその振興のための取り組みが進められているが、ソフトウェアを中心とするIT産業やメディアや広告・出版などのコンテンツ産業の集積する福岡市においても、今後の経済発展を支える重要な分野であり、その振興を図る必要がある。

このたび、福岡市に対して構造改革特別区域計画認定申請の依頼があった学校設置会社が設置する大学については、文化・観光、コンピューター・ビジネスを主な教育内容とす

る大学である。当該学校設置会社である株式会社日本サイバー教育研究所は、ソフトバンクグループが中心となって設立した会社であり、ソフトバンクグループは、インターネットを基盤に音楽、放送、ゲーム、スポーツ、コマースなどの多岐にわたるサービス・コンテンツを提供する会社をグループ内に持っている。

当該インターネット大学は、これらのノウハウを活かし、世界の文化に深い理解をもつ、観光関連産業や文化関連産業の即戦力となるビジネス人材や、コンピューターに関する技術とビジネスの双方に精通したIT関連の人材を育成することを目的としており、福岡市のアジアビジネスの発展に不可欠な人材育成機能を強化するものである。また、授業の方法は、地域において教育コンテンツを開発し、インターネットを介して活用しようとするものであり、東京に比べて遅れているコンテンツを開発し、その権利を各種のビジネスにつなげていこうとする取り組みであり、福岡市におけるコンテンツビジネスの新しいモデルとして大きな期待が持てるものであり、地域のコンテンツ産業の振興に大きく役だつものと考えられる。

また、当該インターネット大学において、特色をなしている日本や世界の文化及び観光と、ソフトバンクグループのノウハウを活かしたIT関連の専任教員が当該地域に教育拠点を設けることとなるとともに、インターネットを活用することにより、九州全域やアジアの学生を受け入れることができ、さらには、インターネットを通じて東京で活躍する一流の人材を活用することができ、九州・アジアにおける福岡市の拠点性を大きく高め、福岡市の高次都市機能としての研究・教育機能の強化にもつながるものである。

これらのことから、この大学の設置は福岡市のアジアビジネス拠点としてのポテンシャルを大きく前進させるものであり、特例措置の適用の必要を認めるものである。

計画では、下記の通りインターネット大学を運営する上で教育研究に支障がない体制を整えていることが認められるため、規制の特例措置を適用することが妥当と判断する。

(インターネットのみでの授業に支障がない理由)

サーバーは、常時監視体制下にあるデータセンター内に設置するため、通信障害が発生した場合には、直ちにメンテナンスチームが復旧作業に当たることができる体制となっている。

コンピューター等の操作に係る学生や教職員への24時間のヘルプデスク体制については、コールセンターに設置するヘルプデスク担当者が24時間体制で対応するとともに、教職員も当番制で、24時間体制で担当を決めて対応することとしている。

十分な数の専任のメンターを配置し、学生からの質問等に対応するとともに、科目の履修状況その他学生の生活全般について個々の学生の状況を把握し、指導教官と協力して学生を指導し、必要なサポートを幅広く行う十分な体制を整えることとしている。

インターネットによる授業の設計・配信に関しては、長年大学教育に携わってきた教員とインターネットの双方向性等に造詣の深いデザイナーが関与することとしている。

校舎施設の計画においては、学生が必要に応じて訪問し教員と対面でのコミュニケーションをとることができる研究室や交流室を計画しており、教育研究上十分な校舎等の施設を確保することとしている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（1131（1143））

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 麻生塾

麻生情報ビジネス専門学校（福岡市博多区博多駅南2丁目12番32号）

### 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

（1）経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座（Aコース） 別添資料1のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

（2）修了認定の基準

講座（Aコース）については、サーティファイ・シスアド技術者能力認定試験3級を受験し合格した者であって、当該講座の出席率（10分の9以上）をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

講座（Aコース）において、講座の開設者が、計画認定前に開設した講座における以下の科目を履修した者については、（必要に応じた補修講座を受けることにより、）初級システムアドミニストレータ講座における履修計画を修了したものとし、修了試験に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構が定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

・ Aコース（麻生情報ビジネス専門学校）

（計画認定前に開設された講座）

期間 平成17年4月13日から平成18年3月31日

科目 4(1)に示す履修計画の講座に含まれる科目  
(補修講座)  
必要に応じて開設

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：シスアド技術者能力認定試験(3級)

試験科目：シスアド技術者能力認定試験(3級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態
	応用システム
6 システム開発と運用	

	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
7	ネットワーク技術
	符号化と伝送制御
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	伝送媒体、通信装置
8	データベース技術
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
10	標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
	情報化戦略(業務改善など)
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)
12	表現能力
	文章の書き方

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

本特例措置により、IT技術者を育成する教育環境の充実、合格率、合格者数双方の向上によるIT人材の輩出及び裾野の拡大が見込まれる。それによって、情報関連企業における人材確保が容易となり、企業の競争力が高められるとともに、IT人材が多方面で活躍することにより、地域経済の活性化につながることを期待される。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業  
( 1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) )

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### ( 1 ) 講座の開設者

学校法人 麻生塾

麻生情報ビジネス専門学校(福岡市博多区博多駅南2丁目12番32号)

学校法人 高山学園

専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス(福岡市中央区大濠2丁目8番13号)

株式会社 大栄総合教育システム

大栄コンピュータ学院天神校(福岡市中央区天神1丁目14番8号)

大栄コンピュータ学院博多校(福岡市博多区博多駅東1丁目12番12号)

#### ( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3丁目3番14号 京橋AKビル)

### 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座(Aコース) 別添資料2のとおり

基本情報技術者講座(Bコース) 別添資料3のとおり

基本情報技術者講座(Cコース) 別添資料4のとおり

基本情報技術者講座(Dコース) 別添資料5のとおり

なお、当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### ( 2 ) 修了認定の基準

Aコースについては、サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験3級を受験し合格した者であって、講座の開設者が定める出席率をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、

独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

B～Dコースについては、サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験2級を受験し、合格並びに第1部試験に合格した者であって、各講座（コース）の開設者が定める出席率をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、B～Dコースの各講座開設者において、平成18年4月から実施されている講座を履修している者の中で、サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験2級を受験し、合格並びに第1部試験に合格した者に対し、基本情報技術者講座（B～D）の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については、履修したものとみなし、未履修科目を当該講座において履修することにより修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

これらの有資格者に対し当該試験を実施し、（株）サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、（3）の規程により独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

（各講座（コース）において講座開設者が定める出席率）

A～Bコース	当該講座の10分の9以上
Cコース	当該講座の5分の4以上
Dコース	当該講座の5分の4以上

各講座（コース）において、講座の開設者が、計画認定前に開設した講座における以下の科目を履修した者の中で、B～Dコースについては、サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験2級を受験し、合格並びに第1部試験に合格した者は、（必要に応じた補修講座を受けることにより、）基本情報技術者講座における履修計画を修了したものとし、修了試験に係る試験を実施し、（株）サーティファイまたは独立行政法人情報処理推進機構が定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

・Aコース（麻生情報ビジネス専門学校）

（計画認定前に開設された講座）

期間 平成17年4月13日から平成18年3月31日

科目 4（1）に示す履修計画の講座に含まれる科目

（補修講座）

必要に応じて開設

・Bコース（麻生情報ビジネス専門学校）

（計画認定前に開設された講座）

期間 平成17年4月13日から平成18年3月31日

科目 4(1)に示す履修計画の講座に含まれる科目  
(補修講座)

必要に応じて開設

- ・Cコース(専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス)

(計画認定前に開設された講座)

期間 平成16年8月25日から平成18年3月10日

科目 4(1)に示す履修計画の講座に含まれる科目  
(補修講座)

必要に応じて開設

- ・Dコース(大栄コンピュータ学院天神校及び大栄コンピュータ学院博多校)

(計画認定前に開設された講座)

期間 平成16年4月1日から平成18年4月15日

科目 4(1)に示す履修計画の講座に含まれる科目  
(補修講座)

必要に応じて開設

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

Aコースについては、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用して、修了認定に係る試験を実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

B～Dコースについては、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回まで実施することができるものとする。

修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。B～Dコースについては、適用を受けた者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

### (4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験(3級)

試験科目：情報処理技術者能力認定試験(3級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目
------

1	情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2	データ情報とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎 流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3	ハードウェア	半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア	OS の種類と構成 プロセス管理、割込み制御 主記憶管理、仮想記憶 入出力制御、ジョブ管理 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインタフェース、日本語処理 ミドルウェア
5	システム構成と方式	システム構成方式、処理形態 応用システム
6	システム開発と運用	プログラム構造、制御構造 プログラム言語、言語処理系 EUC、EUD、ソフトウェアの利用 開発手法、設計手法、テスト手法
7	ネットワーク技術	符号化と伝送技術 LAN とインターネット 電気通信サービス 伝送媒体、通信装置
9	セキュリティ	セキュリティ対策
10	標準化	

	データの標準化
	標準化組織
11 情報化と経営	
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
	関連法規(情報通信、知的財産権)

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（２級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（２級第１部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	
	基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ情報とアルゴリズム	
	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	
	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	
	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理
	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5 システム構成と方式	
	システム構成方式、処理形態

	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送制御
	LAN とインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQL の利用
	DBMS の機能と特徴
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織
11	情報化と経営
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）
	情報化戦略（業務改善など）
	IE 分析手法、管理図

	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）
	関連法規（情報通信、知的財産権）

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

本特例措置により、IT技術者を育成する教育環境の充実、合格率、合格者数双方の向上によるIT人材の輩出及び裾野の拡大が見込まれる。それによって、情報関連企業における人材確保が容易となり、企業の競争力が高められるとともに、IT人材が多方面で活躍することにより、地域経済の活性化につながることを期待される。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

特定埠頭運営効率化推進事業(1203)

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

博多港ふ頭株式会社

### 3 当該規制の特例措置の適用開始の日

平成16年4月1日

### 4 特定事業の内容

博多港の港湾施設の香椎パークポートコンテナターミナル及びアイランドシティコンテナターミナルについて、「特定埠頭」として事業者へ一体的かつ長期的に貸付し、民間の経営能力を活用し、港湾施設の利用効率の増進並びに港湾サービスの向上を図るもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

博多港においては、官民一体となり、取扱貨物量増加への対応や港湾コストの削減、更にはIT化促進等の施設運営の効率化や施設の利用促進のための取り組みを行っているが、更に国際競争力を強化するため、アジア主要港並の港湾コストやサービスの提供が求められている。

現行の港湾管理者による港湾運営では、利用者が行政財産である港湾施設を使用する場合、港湾管理者から、施設毎にその都度使用許可が必要であり、港湾施設を使用する者が支払う使用料についても、岸壁やガントリークレーン等の使用料は、船舶のトン数や施設の使用時間の増加に伴い定率的に増加することとなっており、施設利用が多い利用者や大型化した船舶を運航する船社にとってメリットがない。

また、港湾管理者が新たな施設整備を行う場合は、予算上の制約や施設整備の手続きに時間を要するなど、利用者の要望に迅速に対応できない現状がある。

特区法第14条に基づく「特定埠頭運営効率化推進事業」により、港湾管理者が、行政財産である港湾施設の香椎パークポートコンテナターミナル及びアイランドシティコンテナターミナルを一体的かつ長期的に事業者に貸付けることが可能となり、博多港において公設民営(上下分離方式)と民間の創意工夫を取り入れた一体的な港湾施設の運営が実現する。

特定埠頭の港湾施設を利用する利用者は、港湾管理者による使用許可が不要となり貨物集荷策として事業者が設定するボリュームディスカウント等の柔軟な使用料による

施設利用が可能となる。

また、事業者による利用者のニーズに応じた事業者独自の迅速な施設整備と取扱貨物量増加に伴う収益の利用者への還元による更なる港湾コスト削減により港湾サービスの向上が図られる。

これらの効果により、博多港において港湾施設の利用効率の増進並びに国際競争力のある港湾コストと港湾サービスを実現し、ITの活用や様々な施策とともに、国際競争力のある「国際ハブ港湾」の形成を図る。

なお、特定埠頭運営効率化推進事業開始時の取扱貨物量見込みを年間50万TEUと推計した上で、事業満了時（10年経過後）の目標取扱貨物量を年間65万TEU以上と設定していることから、貨物の増加による更なる港湾の活性化、新規雇用の創出や背後経済圏への経済波及効果が生じるものと期待される。

（特定埠頭施設の概要）

(ア)香椎パークポートコンテナターミナル ふ頭用地（約23ha）

施設名	規模/規格
岸壁	4,5号岸壁：水深-13m，延長600m（2fl-入）
岸壁給水施設	150mm, 15口
荷捌き地	23,556.00 m <sup>2</sup>
コンテナト	183,000.38 m <sup>2</sup> -11m岸壁背後14,004.90 m <sup>2</sup> 含む
トリー式橋形クレーン	定格荷重40.6t，16列対応：2基 定格荷重40.6t，17列対応：2基
管理棟	延床面積 4,995.67 m <sup>2</sup> （RC4階建），ゲート9レーン
修理場	延床面積 1,193 m <sup>2</sup>
受変電室	延床面積 451.44 m <sup>2</sup> （RC平家建）

\* 上記施設の付帯施設を含む。

(イ)アイランドシティコンテナターミナル ふ頭用地（約15ha）

施設名	規模/規格
岸壁	水深-14m，延長330m（1fl-入）
岸壁給水施設	150mm, 5口
荷捌き地	13,530.00 m <sup>2</sup>
コンテナト	126,567.36 m <sup>2</sup>
トリー式橋形クレーン	定格荷重40.6t，18列対応：3基
管理棟	延床面積 850 m <sup>2</sup> （鉄骨2階建），ゲート8レーン
検査場	面積 1,800 m <sup>2</sup> （内有蓋400 m <sup>2</sup> ）
冷凍コンセント	240口
受変電室	延床面積 539.10 m <sup>2</sup> （RC平家建）

\* 上記施設の付帯施設を含む。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（1208）

### 2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

福岡市（公有水面埋立免許出願人）

博多港開発株式会社（公有水面埋立免許出願人）

福岡市または博多港開発株式会社から埋立地の分譲を受けようとする者

埋立地の利用において用途の変更を行おうとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画の認定後直ちに

### 4 特定事業の内容

#### （1）事業に関与する主体

福岡市（公有水面埋立免許出願人）

博多港開発株式会社（公有水面埋立免許出願人）

福岡市または博多港開発株式会社から埋立地の分譲を受けようとする者

埋立地の利用において用途の変更を行おうとする者

#### （2）事業区域

アイランドシティ整備事業における福岡市 2-2 工区、博多港開発 1-1 工区、1-2 工区、香椎パークポート整備事業における 2-2 工区及び箱崎ふ頭水面貯木場埋立事業 1 工区の区域

#### （3）事業実施期間

特区計画認定後直ちに。

#### （4）事業により実施される行為

規制の特例措置の適用を受けることにより、埋立地への企業等の進出が促進され、倉庫・流通加工施設、流通販売施設、業務施設、住宅等及びこれらの複合施設等、アジアビジネス機能の強化に資する立地を図り地域経済の活性化を目指す。

#### （5）整備される施設

福岡市または博多港開発株式会社から埋立地の分譲を受けた者が建設する倉庫・流

通加工施設、流通販売施設、業務施設、住宅等及びこれらの複合施設等

## 5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容  
別添

(2) 埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用途に供されておらず、又は将来にわたり当該用途に供される見込みがないと認められることからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めた理由

- ・ (1) に示す埋立地は、博多港の港湾機能の強化及び福岡市の新たなまちづくりを図るため、埋立竣功後の基盤整備等に合わせて、土地処分を行うこととしていますが、社会・経済状況の変化により、従来の枠組みにとらわれない新たな土地利用や多様な土地所有のあり方が求められています。

今回、当該特例措置により埋立地の土地利用・処分に係る手続きの規制緩和を実施することで、アジアと結びつきの強い福岡の立地特性を生かし、九州・西日本の市民生活や経済活動を支える流通拠点港湾である博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアビジネスを目指す港湾関連施設、業務施設、住宅及びこれらの複合施設等の立地を促進するとともに、アジアビジネス拠点の形成や健康未来都市実現の推進を図り、福岡アジアビジネス特区を活かした機能強化と臨海地域の活性化を図ります。

- ・ 公有水面埋立法に基づき、埋立免許の用途の変更や埋立地の所有権の移転を行う場合、埋立竣功告示日より起算して10年間は免許権者の許可が必要となります。

しかし現状では、(1) に示す埋立地の埋立免許の用途は合理的に設定しているものの、現在の事業者が求める用途は、複合的用途や福岡アジアビジネス特区に対応した新たな需要、例えば、保管施設用地では読みきれない倉庫・流通加工等の複合施設等であり、現在設定している用途はニーズに必ずしも即していると言えず、竣功認可告示後も5年以上にわたり、一部において埋立免許の土地利用に使用されていない状況であります。

また、埋立地に進出する事業者は、事業資金の調達や建築工事着手から開業に至るまで詳細にスケジュールを検討する必要があり、事業計画の策定や進出の意思決定をする上で時期的な要素は極めて重要な事項となっており、免許権者の許可を要するため土地売買の確約ができないこと等により、契約に結びつかないケースもあり、特に今後想定される中国を中心としたアジア企業の進出に当たっては大きな課題となるものです。

当該特例措置が適用されることにより、埋立地の用途変更や所有権移転に係る規制が特例措置により緩和されれば、事業者にとって自らのスケジュールに基づき事業を進めていくことが確実となるとともに、事業効果の早期発現につながり、企業の進出意欲を高めることができます。

また、より幅広い需要に対応できる土地利用となることから、事業者の進出意欲を高め、土地利用の促進（遊休地化の防止）にもつながるものです。

< 参考 >

事業名	埋立竣功認可告示日	埋立竣功認可から 現在までの期間
アイランドシティ整備事業（福岡市 2 - 2 工区）	平成 12 年 5 月 25 日	5 年 8 か月
” （博多港開発 1 - 1 工区）	平成 12 年 5 月 25 日	5 年 8 か月
” （博多港開発 1 - 2 工区）	平成 13 年 5 月 24 日	4 年 8 か月
香椎パークポート整備事業（ 2 - 2 工区）	平成 10 年 6 月 1 日	7 年 8 か月
箱崎ふ頭水面貯木場埋立事業（ 1 工区）	平成 9 年 6 月 2 日	8 年 8 か月